

家賃減免申請をする方へ

世帯更正・収入状況により減免が認められない場合があります。
申請の前に、必ず公社までご相談ください。

減免の申請をする場合は、次の書類を揃えて申請してください。

I 必須書類

1 市営住宅家賃減免申請書		(同封用紙に記入)
2 所得証明書 ※ 収入申告とは別に提出してください。	6か月以内のもの。 平成16年(2004年)4月1日以前に生まれた者 全員分 (15歳以下は不要)。	1月1日時点の住所の市区町村で発行。千葉市の場合は市民税・県民税所得証明書。

II 該当する場合のみ提出

・ 身体、精神障害者手帳、療育手帳	身体、精神障害者手帳 もしくは療育手帳の交付を受けている方	氏名・級の判る面をA4でコピー
・ 年金のはがき	厚生年金、国民年金などすべて(最新のもの)	氏名・給付額が判る面をA4でコピー
・ 恩給、基金の証書	恩給や扶助料、年金基金などすべて	氏名・給付額が判る面をA4でコピー
・ 児童扶養手当証書	児童扶養手当を受けている場合	氏名・給付額が判る面をA4でコピー
・ 児童手当の通知	児童手当を受けている場合	氏名・給付額が判る面をA4でコピー

III 収入等に関して

・ 給与等証明書(会社記入押印)	現在の職場での直近1年間分の給与の証明書	(同封用紙。勤め先作成)
※ 自営の方の場合 「確定申告書の控え(申告内容確認票)」と「収支内訳書(損益計算書)」(コピー)		

Ⅲ 収入等に関して（表面の続き）

※ 退職した場合（平成31年1月1日以降退職し、現在お勤めでない方）
「退職証明書」（原本）（同封用紙。勤め先作成）

※ 雇用保険給付が終了した場合
「雇用保険受給資格者証」の、氏名等・給付終了が確認できるページのコピーを提出してください。

※ 病気や怪我で働けない場合
医師の「診断書」（原本）

この他に手当、養育費、仕送り、公害補償、贈与、財産収入などの収入がある場合は、それを証明する書類を提出してください。

また、**動産や不動産の処分による収入**や、**保険金又は解約返戻金**などがある場合はそれについても証明する書類を提出してください。

尚、状況により追加して書類が必要となり、提出をお願いをすることがあります。

また、審査の結果、条件に適合しないと判断された場合、家賃の減免を受けられない場合もあります。

予めご了承ください。